

四街道市宅配ボックス購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、宅配ボックスを設置することにより、再配達に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、宅配ボックスを購入し、設置した者に対し、当該年度の予算の範囲内において、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、四街道市宅配ボックス購入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内にある自己の居住の用に供する住宅（その一部を店舗、事務所等の用に供する住宅を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 一戸建ての住宅
 - イ 共同住宅（自己の居住の用に供する部分に限る。）
- (2) 宅配ボックス 配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が100センチメートル以上ある物品を収納することが可能なもの
 - イ 耐久性を備え、ワイヤー、アンカーその他の盗難防止のための器具（以下「固定具等」という。）で固定されたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該年度に未使用品の宅配ボックスを購入し、住宅又はその敷地内に設置した者（住宅の所有者から設置の同意が得られている者を含む。）であること。
- (2) 補助金の交付申請の際、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 自らが属する世帯全員が市税を滞納していない者であること。
- (4) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボックスの設置に係る費用のうち、宅配ボックス及び固定具等の購入にかかる費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10,000円のいずれか低い額とする。
- 3 補助金の交付対象となる宅配ボックスの台数は、補助対象者の属する世帯につき1台までとする。
- 4 補助金の交付の回数は、補助対象者の属する世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、四街道市宅配ボックス購入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書（購入者名、購入店、購入日、購入金額及び購入品名が確認できるもの）の写し
- (2) 宅配ボックス設置後の状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、四街道市宅配ボックス購入支援事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(実績報告等の特例)

第7条 規則第12条に規定する実績報告については、第5条に規定する交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

- 2 規則第13条に規定する確定通知については、前条第1項に規定する交付決定通知をもって当該確定通知があったものとみなす。
- 3 規則第14条に規定する請求については、第5条に規定する交付申請をもって当該請求があったものとみなす。

(交付方法)

第8条 補助金の交付方法は、補助申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者があると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、四街道市宅配ボックス購入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効等)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。